

本書発行後、表記の間違ひが見つかりました。以下のように訂正し、関係各位にお詫び申し上げます。

■86 頁 7 行目

(訂正前) 「100 万円とってしまった」
(訂正後) 「100 万円」とってしまった

■86 頁 8 行目

(訂正前) 「この時計を 10 万円を買う」
(訂正後) 「この時計を 100 万円を買う」

■95 頁 コラム 下から 5 行目

(訂正前) 民法 121 条 3 項
(訂正後) 民法 121 条の 2 第 3 項

■96 頁 4 行目

(訂正前) が無効となる
(訂正後) を取り消すことができる

■96 頁 10 行目

(訂正前) 無効
(訂正後) 取消し

■96 頁 18 行目

(訂正前) この解釈だと相手方は必ずしも無過失でなければならないわけではない。
(訂正後) トル

■107 頁 下から 10 行目

(訂正前) 109 条 ただし書
(訂正後) 109 条 1 項 ただし書

■119 頁 23-25 行目

(訂正前) 錯誤による意思表示として無効とされるためには、いくつかの要件を満たさなければならない。つねに無効となるわけではない。
(訂正後) 錯誤による意思表示として取消可能とされるためには、いくつかの要件を満たさなければならない。つねに取消しができるわけではない。

■131 頁 下から 12 行目

(訂正前) 買主に具備させる義務を買主が負うこと
(訂正後) 買主に具備させる義務を売主が負うこと

■133 頁 下から 6 行目

(訂正前) 契約の解除もできる
(訂正後) 契約の解除ができる

■143 頁 12 行目

(訂正前) 種類, 品質又は数量
(訂正後) 種類又は品質

■145 頁 7 行目

(訂正前) 整理
(訂正後) 特別清算

■145 頁 9 行目

(訂正前) 破産, 整理,
(訂正後) 破産,

■150 頁下から 2 行目

(訂正前) 宅地建物取引主任者
(訂正後) 宅地建物取引士

■153 頁下から 2 行目

(訂正前) 損失がある旨
(訂正後) 損失が生ずるおそれがある旨

■154 頁 16 行目

(訂正前) 断定的判断の提供等を行ったによって
(訂正後) 断定的判断の提供等を行ったことによって

■173 頁 9 行目

(訂正前) 39 条の 3 の 19
(訂正後) 35 条の 3 の 19

■189 頁下から 8 行目

(訂正前) (建物譲渡特約付借地権) (同法 23 条)
(訂正後) (建物譲渡特約付借地権) (同法 24 条)

■189 頁下から 7-6 行目

(訂正前) 10 年以上 20 年以下とするもの (事業用借地権) (同法 24 条)
(訂正後) 10 年以上 50 年未満とするもの (事業用定期借地権) (同法 23 条)

■191 頁下から 7 行目

(訂正前) 借地借家法 31 条 1 項
(訂正後) 借地借家法 31 条

■192 頁下から 6 行目

(訂正前) 新所有者・もとの賃貸人・賃借人の合意によって
(訂正後) 新所有者・もとの賃貸人の合意によって

■200 頁下から 8 行目

(訂正前) 665 条 2 で寄託に準用
(訂正後) 665 条で寄託に準用

■204 頁下から 3 行目

(訂正前) 陸上運送契約については, 商法 569 条から 592 条に規定がある。
(訂正後) 陸上運送契約については, 商法 569 条から 592 条ノ 2 に規定がある。

■211 頁コラム下から 5 行目

(訂正前) 666 条 1 項

(訂正後) 666 条 2 項, 3 項

■212 頁下から 8 行目から最終行まで

(訂正後) 該当箇所を削除の上で以下に差し替え。

労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うこと」を内容とする労働者と使用者との間の契約である(労働契約法 6 条)。そして、「労働者」とは、職業の種類を問わず、使用者により事業に使用される者を意味するので(同法 2 条 1 項、労働基準法 9 条)、ほぼすべてに及ぶ。もっとも、船員や一部の公務員については別の法律が適用されるし、事業の種類によって、一部の条文の適用が排除されることもある。

■215 頁下から 15 行目

(訂正前) (同条 2 項)

(訂正後) (同条 3 項)

■219 頁 2 行目

(訂正前) 保険契約者の支払う保険金

(訂正後) 保険者の支払う保険金

■225 頁下から 9 行目・下から 5-4 行目

(訂正前) 民法の規定による責任

(訂正後) 責任

■264 頁 13 行目

(訂正前) ②物上保証人……負担部分を分ける (501 条 3 項 2 号)。

(訂正後) ②物上保証人……負担部分を分ける (501 条 3 項 3 号)。

■265 頁 14 行目

(訂正前) ……、2017 年改正で民法 501 条 3 項 4 号として

(訂正後) ……、2017 年改正で民法 501 条 3 項 1 号および 5 号として

■277 頁 6 行目

(訂正前) 民法 168 条 1 項

(訂正後) 民法 166 条 1 項

■277 頁 11 行目

(訂正前) 知ったときから 10 年

(訂正後) 知ったときから 5 年

■290 頁 3 行目

(訂正前) 目的物

(訂正後) 不動産等

■297 頁 3 行目

(訂正前) 民事執行法 123 条 1 項

(訂正後) 民事執行法 123 条 2 項

■319 頁 2-5 行目

(訂正前) ここでは、家具の引渡し……その家具が焼失してしまった。

……その家具の焼失については……

(訂正後) ここでは、水墨画の引渡し……その水墨画が焼失してしまった。

……その水墨画の焼失については…… (「家具」を「水墨画」に訂正)

■325 頁 10 行目

(訂正前) すべてを買主が

(訂正後) すべてを売主が

■343 頁 12 行目

(訂正前) 債権者取消権

(訂正後) 詐害行為取消権

■365 頁 10 行目

(訂正前) 他方で、譲渡人が請求してきたら

(訂正後) 他方で、譲受人が請求してきたら

■368 頁下から 1 行目

(訂正前) 同法第 58 条第 1 項

(訂正後) 同法第 58 条第 1 号

■371 頁下から 12 行目

(訂正前) 民法 468 条 2 項は

(訂正後) 民法 468 条 1 項は

■372 頁 8-9 行目

(訂正前) これをももって

(訂正後) これをもって

■380 頁下から 9 行目

(訂正前) 指名債権であって金銭の支払を目的とするものに限る

(訂正後) 金銭の支払を目的とするものであって、民法第三編第一章第四節の規定により譲渡されるものに限る

■381 頁 1-2 行目

(訂正前) 商業登記簿…… (同法 9 条)。

(訂正後) 本店または主たる事務所の所在地を管轄する法務局に債権譲渡登記事項概要ファイルが備えられる (同法 12 条)。

■381 頁 6 行目

(訂正前) 商業登記簿

(訂正後) 本店等の管轄法務局で上記の概要ファイル

■409 頁 9 行目

(訂正前) 167 条 2 項

(訂正後) 166 条 2 項

■410 頁下から 9 行目

(訂正前) B がそれをわかったうえで

(訂正後) C がそれをわかったうえで

■423 頁 15 行目

(訂正前) 同法 62 条

(訂正後) 同法 63 条 2 項

■423 頁下から 5 行目

(訂正前) 不動産登記法 132 条

(訂正後) 不動産登記法 160 条

■423 頁下から 3 行目

(訂正前) 同法 133 条

(訂正後) 同法 161 条

■424 頁 1 行目

(訂正前) 登録免許税 (2019 年 3 月 31 日までの間は、1.5%)

(訂正後) 登録免許税 (住宅用家屋については 0.3%, 土地については 2019 年 3 月 31 日までは 1.5%)

■459 頁 1 行目

(訂正前) 建築基準法 6 条 1 項, 5 項

(訂正後) 建築基準法 6 条 1 項, 8 項

■459 頁 11-12 行目かっこ内

(訂正前) 農地の耕作者などを……構成される

(訂正後) 市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制の委員によって構成される

■475 頁下から 7 行目

(訂正前) 約上担保物権

(訂正後) 約定担保物権

■480 頁下から 4 行目

(訂正前) 質権の目的とすること以前から

(訂正後) 質権の目的とすることは以前から

■493 頁 8 行目

(訂正前) 債務者目的不動産所有者の

(訂正後) 債務者≠目的不動産所有者の

■497 頁 10 行目

(訂正前) 500 条

(訂正後) 499 条

■510 頁下から 16 行目

(訂正前) (3 条 1 項)

(訂正後) (3 条 2 項)

■516頁下から9行目

(訂正前) ……に入ってくる反物も

(訂正後) ……に入ってくる鋼材も

■525 頁 5 行目

(訂正前) 322 条

(訂正後) 321 条

■544 頁下から 5 行目

(訂正前) 権利・法的保儀利益侵害

(訂正後) 権利・法的保護利益侵害

■548 頁本文下から 8 行目

(訂正前) 722 条 1 項は, 「第 417 条の規定は,

(訂正後) 722 条 1 項は, 「第 417 条……の規定は,

■577頁2-18行目

(訂正後) 該当箇所を削除

■578 頁 5 行目

(訂正前) 現状に回復させる義務

(訂正後) 現状に復させる義務

■585 頁下から 3 行目

(訂正前) 証拠調

(訂正後) 証拠調べ

■593 頁 表 11-1 右側 16 行目

(訂正前) 【称する人】

(訂正後) 【称する氏】

■595 頁 図 11-1 親族樹形図〔傍系〕

(訂正前) 妹＝配偶者*

(訂正後) 妹＝配偶者 (*を削除)

■613 頁 2 行目

(訂正前) 民法 754 条以下

(訂正後) 民法 753 条以下

■614 頁 13 行目

(訂正前) 786 条

(訂正後) 768 条

■650 頁 7 行目

(訂正前) (人事訴訟法 2 条 3 号)

(訂正後) (人事訴訟法 2 条 2 号)

■ 651 頁コラム 2 行目

(訂正前) ……わかるじゃないか。

(訂正後) ……わかるじゃないか。

■ 655 頁 6-7 行目

(訂正前) 3 年間は可能ある

(訂正後) 3 年間は可能である

■ 667 頁 3 行目

(訂正前) 776 条 1 項

(訂正後) 766 条 1 項

■ 679 頁 15 行目

(訂正前) 6 歳以下とされる。

(訂正後) 6 歳未満とされる。

■ 693 頁 2 行目

(訂正前) 866 条 1 項

(訂正後) 886 条 1 項

■ 697 頁 2 行目

(訂正前) 推定等相続人

(訂正後) 推定相続人

■ 697 頁 11 行目

(訂正前) 高校学校

(訂正後) 高等学校

■ 696 頁コラム中の下から 8 行目

(訂正前) 最高裁昭和 53・12・10 判決

(訂正後) 最高裁昭和 53・12・20 判決

■ 699 頁 16 行目

(訂正前) 費消

(訂正後) 消費

■ 699 頁下から 12 行目

(訂正前) ……、相続人の貯金から

(訂正後) ……、被相続人の預貯金から

■ 707 頁コラム 9 行目

(訂正前) 一郎の病室

(訂正後) A の病室

■ 709 頁下から 10 行目

(訂正前) 承認に読み聞かせた

(訂正後) 証人に読み聞かせた

■714 頁 表 13 - 2 の 3 行目 (①身分上の事項)

(訂正前) 未成年監督人

(訂正後) 未成年後見監督人

■714 頁 表 13 - 2 下から 6 行目 (④遺言に関する事項)

(訂正前) 1016 条 1 項ただし書

(訂正後) 1016 条ただし書

■719 頁 4 行目

(訂正前) 便利ある

(訂正後) 便利である

※ 2019 年 12 月 17 日